



人工知能と人権、民主主義及び法の支配に関する欧州評議会枠組条約(仮称)



2025年4月
外務省欧州局政策課

背景

- 2022年4月、欧州評議会の人工知能(AI)に関する委員会において、交渉開始。我が国もオブザーバー国として交渉に参加。
- 2024年5月、欧州評議会閣僚委員会において採択された後、2024年9月から署名開放。
- 2025年2月、我が国及び加はAIアクション・サミット(於:パリ)の機会に署名。2025年4月時点、我が国のほか、13か国(アンドラ、加、ジョージア、アイスランド、イスラエル、リヒテンシュタイン、モルドバ、モンテネグロ、ノルウェー、サンマリノ、スイス、英、米)及びEUが署名済。

(注) 欧州評議会は、1949年に設立された、人権、民主主義及び法の支配の分野で国際社会の基準策定を主導する汎欧州の国際機関。

主な内容

- **目的:** AIシステムのライフサイクルにおける活動(AI活動)が人権、民主主義及び法の支配に合致することを確保する。
- **適用範囲:** 公的機関(代行する民間の者も含む。)のAI活動に適用。その他民間のAI活動による危険性・影響には、条約の規定の適用又はその他の適切な措置のいずれかにより対処(選択した対処の内容は宣言で明示)。国防に関する事項は対象外。
- **AI活動に関する原則:** 人間の尊厳、透明性、監督、責任、平等、無差別、プライバシー・個人情報の保護、信頼性、安全なイノベーション等。
- **危険性・影響評価:** AI活動から生じる人権、民主主義及び法の支配に関する危険性・影響の特定、評価、防止、緩和のための措置を危険性に応じて採用又は維持。
- **人権侵害への実効的な救済:** AIシステムの関連情報の記録、権限のある当局への申立の確保。
- **国際協力:** 条約の目的の実現のための協力、有益な関連情報の交換、人権等に対する危険性防止のための協力。
- **監督の仕組み:** 義務遵守の監督のため、独自かつ公平に役割を果たし、必要な権限・専門知識・資源を備えた仕組みを設置又は指定。

効力の発生

本条約は、5の署名国(欧州評議会の加盟国の少なくとも3か国を含むことを要する。)が、この条約に拘束されることに同意する旨を表明(締結)した日の後3か月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。現時点で未発効。

(注) 条約の効力発生後に、締結した署名国については、締結した日の後3か月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力が生ずる。